

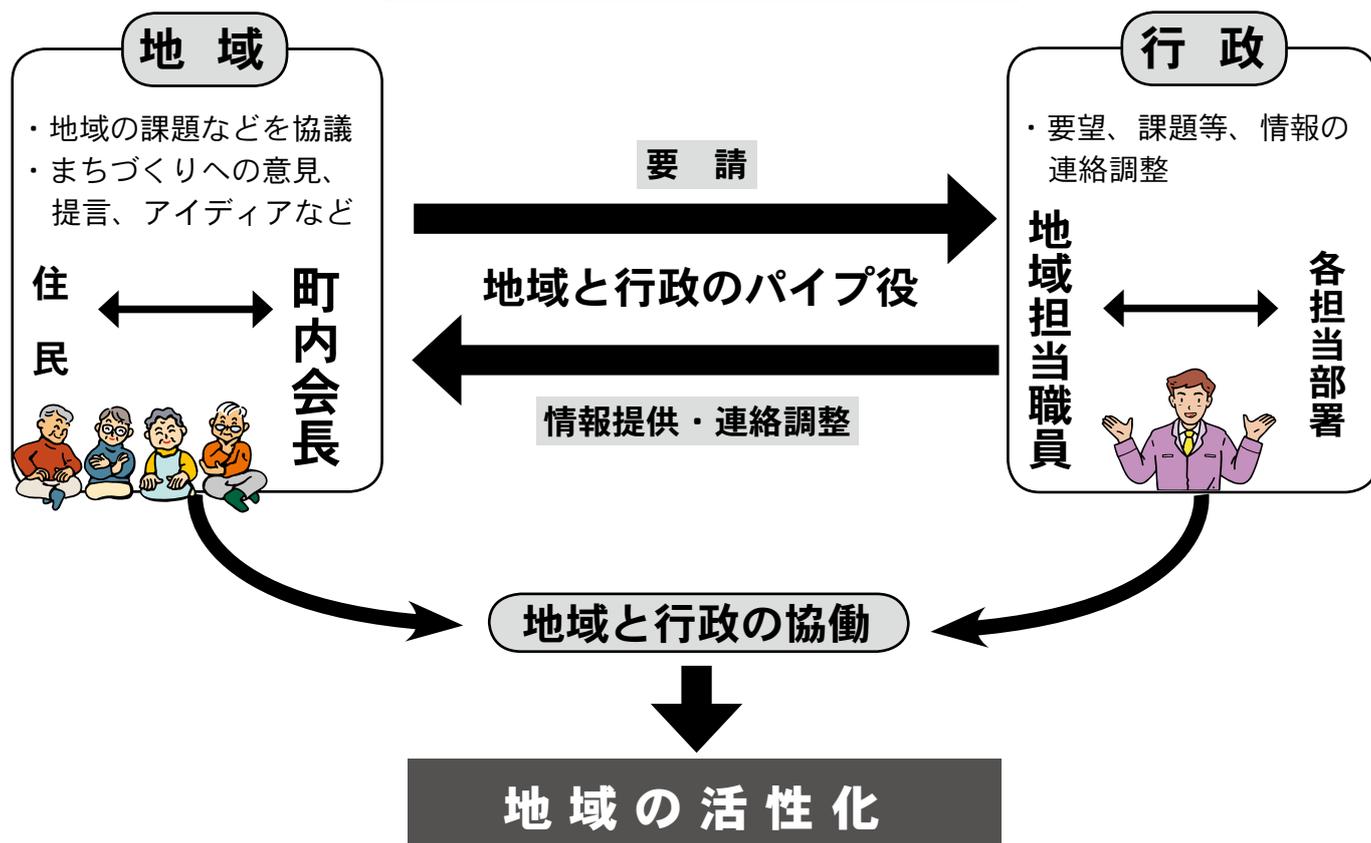


始まりました 地域担当職員制度

地域担当職員と町内会長の顔合わせの様子

町民と行政とが共に取り組む「協働のまちづくり」を推進するため、地域担当職員制度が4月からスタートしました。この制度は、町職員を地域担当職員として各町内会に配置し、町内会と行政とのパイプ役となり、地域の課題解決やさらなる活性化を目指します。

地域担当職員制度のイメージ



地域担当職員の業務

地域担当職員は、次の業務を行います。

- ◎行政情報および地域活動に役立つ情報の提供。
 - ◎地域の要望や課題などを各担当部署と連絡調整を図る。
- この制度は、地域担当職員が公務として業務を行うため、以下の業務はできませんので、ご理解願います。
- ・私的な要望、苦情、相談など
 - ・町内会主催の活動や行事の庶務業務など
 - ・町内会での冠婚葬祭の手伝い

町内会長の要請

こんなことが知りたい、こんなまちづくりがしたい、こんな問題があるなどの相談がある場合は、町内会で取りまとめていただき、町内会長から地域担当職員に伝えていただきます。

地域担当職員の配置

	町内会名	地域担当職員
1	元町、緑町、東町、樺戸町、東裏、中小屋、金沢	舘田博道、石川恵、中出徳昭、長谷川道廣
2	白樺町、北栄町、春日町、六軒町、弁華別、青山、茂平沢、みどり野	神田利信、武井英子、森淳一、高松悟志
3	幸町、弥生、旭町、万代町、栄町、対雁、蕨岱町、東蕨岱	吉尾恵子、須藤政信、岩城正志、長谷川明
4	錦町、西町、末広、美里、下川町、川下右岸、川下左岸、若葉、上当別	榮木美恵子、大畑裕貴、三浦明彦、栗谷雄介
5	太美北、太美中央、太美西、当別太、ビトエ、獅子内	中谷茂実、高取真由美、高島忠義、竹田寿雄
6	太美寿、太美東、太美南、太美スターライト、高岡、スウェーデンヒルズ	江口昇、熊谷久美子、北村和也、三上品

地域担当職員制度 Q & A

Q 今まで町内会と行政が十分連携が取れている場合であっても、今後、要望等はすべて地域担当職員を通さなければならないのでしょうか。

A 行政への要望ルートが確立されている町内会については、これまでの実績を配慮しながらパイプ役を担います。

町内会によっては、要望等を行政のどの関係部署に言って良いのか分からない場合も想定され、このような場合に、担当職員がお話しを受けて対応します。

Q 担当職員が地域の課題等を解決するのでしょうか。

A 担当職員は、あくまで地域と行政のパイプ役です。要請があったときには、自分が所管する事項であれば直ぐに回答等をするもありますが、一旦課題等を持ち帰り、関係部署へ取次ぎし、調整を行います。



Q 担当職員は、町内会長から要請があったときは、どんなことでも手伝うのでしょうか。

A 地域担当職員は公務として関わります。町内会の日常的な活動、例えば、総会資料の作成や印刷、冠婚葬祭の手伝いはしません。

Q 担当職員は、いつでも地域に来ていただけるのでしょうか。

A 出張や業務が多忙な場合には、速やかな対応が難しい場合もありますので、町内会長と活動時間等の調整を行い、対応していきたいと考えています。

Q 担当職員は、町内会の役員等や個人から要請にも応じるのでしょうか。

A 担当職員は、地域の代表者である町内会長から要請を受けることとしています。個人等からの要請はお受けできませんので、町内会長と調整するようお願いいたします。

▼担当 環境生活課町民生活係 (☎ 23 - 3209)